

防衛庁訓令第32号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第19条の規定に基づき、統合幕僚会議議長章に関する訓令を次のように定める

昭和41年10月1日

防衛庁長官 上 林 山 榮 吉

統合幕僚長章に関する訓令

改正 平成18年3月27日庁訓第12号
平成20年3月28日省訓第23号

（趣旨）

第1条 この訓令は、自衛隊法施行規則第19条の規定に基づき、統合幕僚長章及びその略章の制式及び着用について定めるものとする。

（制式）

第2条 統合幕僚長章及びその略章の制式は、別表のとおりとする。

（着用法）

第3条 統合幕僚長章及びその略章の着用区分及び着用要領は、自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）の定めるところによる。

附 則

- この訓令は、昭和41年10月1日から適用する。
- 自衛官服装規則の一部を次のように改正する。
別表第5中飾緒の項の次に次のように加える。

統合幕僚長章	表(1)イに定める冬服上衣、第1種（第2種）夏服上衣、防暑衣及び作業服上衣並びに表(1)ロに定める礼服上衣及び夏礼服上衣につける。
同 略 章	表(1)イに定める第2種夏服上衣、防暑衣及び作業服上衣につける。 ただし、統合幕僚長章をつける場合を除く。

別表第6中飾緒の項の次に次のように加える。

統合幕僚長章	表(1)イに定める冬服上衣、第1種（第2種）夏服上衣、防暑衣及び作業服上衣並びに表(1)ロに定める礼服冬上衣及び礼服夏上衣につける。
同 略 章	表(1)イに定める第1種夏服上衣、防暑衣及び作業服上衣につける。 ただし、統合幕僚長章をつける場合を除く。

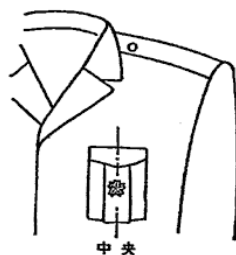
別表第7中飾緒の項の次に次のように加える。

統合幕僚長章	表(1)イに定める冬服上衣、第1種（第2種）夏服上衣、防暑衣及び作業服上衣並びに表(1)ロに定める礼服冬上衣及び夏上衣につける。
同 略 章	表(1)イに定める第2種夏服上衣、防暑衣及び作業服上衣につける。 ただし、統合幕僚長章をつける場合を除く。

附図第1 陸上自衛官のき章等の着用要領8を次のように改める。

8 統合幕僚長章、同略章及び統幕職員章の着用要領

(1) 統合幕僚長章



(2) 同略章



(3) 統幕職員章



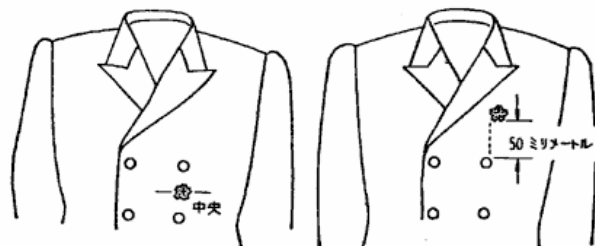
附図第2 海上自衛官のき章等の着用要領10を次のように改める。

10 統合幕僚長章、同略章及び統幕職員章の着用要領

(1) 冬服上衣及び礼服冬(夏)上衣

ア 統合幕僚長章

イ 統幕職員章



(2) その他の上衣

陸上自衛官の統合幕僚長章、同略章及び統幕職員章の着用要領と同じとする。

附図第3 航空自衛官のき章等の着用要領8を次のように改める。

8 統合幕僚長章、同略章及び統幕職員章の着用要領

陸上自衛官の統合幕僚長章、同略章及び統幕職員章の着用要領と同じとする。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成20年3月28日省訓第23号）

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

別 表

1 金属製の統合幕僚長章及びその略章の制式

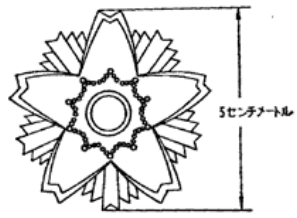
地		金	銀
表 面	中 心	黄 色 七 宝	
	桜 花	白 色 七 宝	
	旭 光	金 色	
	飾 玉	金 色	
	その他の部分	青 色 七 宝	
裏 面		地 金 色	
形 状 及 び 寸 法		統合幕僚長章は附図1、その略章は附図2のとおりとする。	

2 布製の統合幕僚長章の制式

薄緑色の布製台地に黒色の糸で縁どりし、黒色の糸、淡茶色の糸、濃緑色の糸、淡緑色の糸及び薄緑色の糸の織り出し、又は刺しゅうにより統合幕僚長章を模したものとする。

台 地		薄 緑 色
縁 どり		黒 色
表 面	中 心	薄 緑 色
	桜 花	淡 緑 色
	旭 光	濃 緑 色
	飾 玉	淡 茶 色
	その他の部分	黒 色
形 状 及 び 寸 法		附図1のとおりとする。

附図 1



附図 2

